

カスタマーハラスメントの対策

～社員と会社を守るために～

厚生労働省の令和5年度調査によると、カスタマーハラスメント（以下、カスハラ）を受けた労働者は全労働者のうち10.8%となっています。

令和7年6月4日、企業がカスハラ対策をとることを義務づける法律が成立しました。カスハラが生じやすい、商品やサービスを提供する事業場等は適切な対応が必要です。

厚生労働省業種別カスハラ対策検討会の委員を務められた専門家がご説明いたします。

日時	令和7年11月19日（水）10:00～11:30（開場・受付開始9:30）
会場	渋谷区立商工会館5階 第一会議室
内容	■主な解説内容■ ○カスハラの具体例 ・殴る、ける、体当たり、頭突き、身体を壁に押し付ける、物を投げつける ・大声で死ね・殺す、クズ・ボケ・バカ、ネットにさらしてやる、容姿への侮辱、話しながら物を叩く、高圧的な要求、社員の話の揚げ足を取り責め立てる ・長時間の説教、居座り退去に応じない、長時間電話で拘束する、何回も要求を繰り返す ○カスハラでの要求 ・商品代金の返金、商品の交換、金銭補償、治療費、土下座 ○カスハラが従業員や企業に与える影響 ○カスハラへの対策
講師	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 人権啓発センター シニアオフィサー 久保村 俊哉 氏
参加費	会員 5,500円 会員以外 7,700円（資料代・消費税込） 以下の口座に 11月12日（水）までにお振り込みください。 振込手数料はご負担願います。 ・銀行名 みずほ銀行 池袋支店 ・口座番号 普通預金 2849582 ・口座名義 一般社団法人池袋労働基準協会 特別会費口 お申込み後の取り消しは11月12日までをお願いいたします。それ以降の取消しについては受講料を賜りますのでご承ください。
申込方法 申込先	■定員 50名■ 申込書にご記入の上、FAX（03-3988-6366）でお申し込みください。お申し込み FAXをいただきましたら<u>受講番号</u>を付して FAXにてご返送しますので、受講当日受付に受講票をご提出ください。 （一社）池袋労働基準協会 豊島区池袋1-8-8 池袋労働基準協会ビル2階 TEL：03-3988-6344 FAX：03-3988-6366
その他	この講習は渋谷、三田、品川、大田、新宿、池袋労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は渋谷労働基準協会です。

「カスタマーハラスメントの対策」申込書兼受講票

令和7年11月19日（水） 10:00～11:30（開場・受付開始9:30）

お申込み先 FAX 番号：03-3988-6366

一般社団法人 池袋労働基準協会 宛

会員非会員の別	○をお付けください。 渋谷 ・ 三田 ・ 品川 ・ 大田 ・ 新宿 ・ 池袋会員 / 会員以外		
事業場名		TEL	
		FAX	
所在地	〒		業種
連絡ご担当者	部署 氏名		
参加者	氏名（フリガナ）		受講番号
	職氏名		
参加者	氏名（フリガナ）		受講番号
	職氏名		
講習内容に関する質問 がありましたらご記入 ください。			

◆本受講票を当日受付に提出してください。

◆個人情報とは、本研修のため以外に使用することはありません。

《会場案内図》

渋谷区立商工会館
5階第1会議室
渋谷区渋谷 1-12-5

受 付 日
月 日

